

第19号様式

道路工事及び露店開設等届

令和 年 月 日	
(あて先) 川崎市消防長	
届出者 株式会社 ○○○○	
住 所 川崎市○○区○○町3丁目2番地 (電話○○○-○○○○)	
氏 名 ○○ ○○	
工事等の 予 定 日 時	令和 年 月 日 時 ~ 令和 年 月 日 時
工事等の路線 及 び 箇 所	自:○○区○○町○○丁目○○番地先 至:○○区○○町○○丁目○○番地先
工事等の内容	○○丁目 400mm~100mm 配水管布設帯工事 配水管布設・給水管工事・路復旧工
緊急車両の 通 行 可 否	一部を除き全面通行止め
現場責任者氏名 及 び 連 絡 先	株式会社 ○○○○ ○○ ○○ TEL. 044-000-0000
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。
- 3 工事施工又は占用区域の略図を添付してください。

道路占用許可書（例）

道路占用許可書は、発注者が申請を行っているので、写しをもらう。

道路占用許可書				<table border="1"> <tr> <td>新</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>第</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td>規</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>平成</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>		新				第	号	規				平成	年 月 日
新				第	号												
規				平成	年 月 日												
				川崎市指令 ○管 第000000号													
〒210-0004																	
住 所 川崎市川崎区宮本町1																	
川崎市上下水道事業管理者																	
氏 名 ○○-○○																	
担当者（連絡先）設計担当課																	
○○ ○○																	
電 話 000-000-0000																	
申請者受付番号		道調番号（企業番号） 00000															
00 川○管 第000000号		（調整番号）															
占用の目的	配水管新設撤去																
占用の場所	路線名				歩車道												
	場 所	川崎市 ○○区○○町○丁目○○															
		川崎市 ○○区○○町○丁目○○															
占用物件	名 称	規 模		数 量													
	別紙内訳書のとおり		別紙内訳書のとおり		別紙内訳書のとおり												
占用の期間	平成00年00月00日から 平成00年00月00日まで 年 月間			舗装種別	掘削延長												
				掘削幅	掘削面積												
工事の期間	平成00年00月00日から 平成00年00月00日まで 年 月間																
道路占用料	許可期間中	（ ）年度の額		路面復旧費													
	円	免除		監督事務費	000, 000円												
許可条件	1 占用及び工事は、許可または回答どおりで施行すること。 2 工事は「占用工事施行基準」に基づき施行すること。 3 工事の着手、完了及び保障期間が満了した時は、市長に届け出て、その指示を受けること。 4 道路に関する工事のため支障があるとき、その他市長が認めるときは、占用許可を取り消し又は、補強改造、現状回復等を自費にて施行させることがある。 5 占用を継続しようとするときは、期間満了の日の30日前までに市長に申請すること。 6 占用を廃止したときは、その旨を市長に届け出ること。 7 前各項のほか、道路法、同法施行令、川崎市道路占用規則等を遵守すること。																
	本復旧の前に面積査定を要する。 																
平成 00年 00月 00日付けで 00川水設計 第 00000号にて申請のあった道路占用について 上記のとおり許可します。																	
平成 00年00月00日																	
川崎市長																	

道路使用許可申請書（指定様式・記載例）

年 月 日		取 締 号	
署（隊長）	副署（隊長）	課（隊長）	課（隊員）

記 紙

別記様式第六（第十条関係）

道 路 使 用 許 可 申 請 書

令和 年 月 日

〇 〇 警 察 署 長 殿

住 所 川崎市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地
出請者 氏 名 〇〇 〇〇

道路使用の目的	〇〇丁目400mm～100mm配水管布設替工事 試験掘削及び管布設工事		
場所又は区間	川崎市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地～〇〇区△△町◇丁目▽番地		
期 間	令和 年 月 日 時から令和 年 月 日 時まで		
方法又は形態	車両通行止め		
添 付 書 類	別紙図面		
現 場 責任者	住 所	〇〇市〇〇区〇〇町〇番地	
	氏 名	〇〇 〇〇	電 話 044-000-0000

第 号

道 路 使 用 許 可 証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件	
-----	--

年 月 日

警 察 署 長 印

- 備考
- 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、作業等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
 - 3 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他の必要な書類を添付した場合は、その書類名を記載すること。
 - 4 この紙の大きさは、JIS規格規格A列4番とする。

1-9 施工体制

建設業法第 24 条の 8 により施工体制台帳及び施工体系図の作成が建設業者に義務づけられている。また、1 次下請業者が 2 次下請業者と契約を締結したときは再下請負通知書を作成しなければならないとされている。なお、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）第 15 条により、公共工事の場合においては、下請負契約を締結した建設業者は施工体制台帳を作成し、監督員にその写しを提出しなければならないとされている。また、施工体系図については、水道工事標準仕様書でその写しを監督員へ提出しなければならないとされている。なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。

（標準仕様書 1・1・1・11 施工体制台帳）

（建設業法第 24 条の 8、入契法第 15 条）

1-9-1 施工体制台帳・作業員名簿・施工体系図

（1）対象工事

当該工事を施工するために下請契約を締結したすべての工事を対象とする。

（2）記載すべき内容

- 1）建設業法第 24 条の 8 第 1 項及び建設業法施行規則第 14 条の 2 に掲げる事項
- 2）単なる材料運搬や資材搬入については、建設業法上の請負契約でないので記載は不要である。

（3）施工体制台帳の添付資料

施工体制台帳への添付書類は、建設業法施行規則第 14 条の 2 第 2 項に掲げる事項で、次のとおりである。

- 1）作成建設業者が請負った建設工事の契約書の写し。
- 2）下請契約書の写し（全ての下請負契約書の写し。なお、当該書類には、建設業法第 19 条各号に掲げる事項が網羅されていなければならない）
- 3）監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者の資格を証する書面。（監理技術者資格者証の写し等）
- 4）監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者の雇用を証する書面。（健康保険証の写しの取扱いについては「1-2 現場代理人・主任技術者等設置（変更）届」の「マスキング（黒塗り）の見本」参照のこと）
- 5）専門技術者（置いた場合に限る）の資格及び雇用を証する書面。

（4）提出手続き

受注者は工事着手までに施工体制台帳及び施工体系図を作成し、監督員にその写しを提出する。

また、施工体制に変更が生じた場合には、その都度提出する。

（5）その他

- 1）施工体制台帳は、工事現場ごとに備えておく。
- 2）施工体系図は、工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示する。

（6）様式

施工体制台帳（再下請通知書を用いても可）

施工体系図

令和 年 月 日						
施工体制台帳（作成例）						
[会社名・事業者ID] 株式会社 ○○○○						
[事業所名・現場ID] _____						
建設業の 許可	許可業種	許可番号	許可（更新）年月日			
	土、建、水 電、管、ほ 工事業	大臣 特定 知事 一般 30 第0000号	平成 年 月 日			
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日			
工事名称 及び 工事内容	○○丁目400mm～100mm配水管布設替工事 水道管布設及び撤去 φ400mm:L=400m φ200mm:L=150m φ100mm:L=550.5m					
発注者 及び 住所	川崎市上下水道局 〒210-0004 川崎市川崎区宮本町1番地					
工期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	契約日	令和 年 月 日			
契約 営業所	区分	名称	住所			
	元請契約	本社	川崎市○○区○○町○○丁目○番地			
	下請契約					
健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外	雇用保険 加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		元請契約	本社	XXX	XXXXX	XXX XXXX X
		下請契約				
	発注者の 監督員名	○○ ○○		権限及び意見 申出方法	契約書記載のとおり	
監督員名			権限及び意見 申出方法			
現場 代理人名	△△ △△		権限及び意見 申出方法	契約書記載のとおり		
監理技術者名 主任技術者名	専任 非常任 □□ □□	資格内容	10年以上の実務経験			
監理技術者補佐 名			資格内容			
専任 技術者名	●● ●●		専任 技術者名			
資格内容	一級電気施工管理技士		資格内容			
担当 工事内容	電気工事		担当 工事内容			
一号特定技能外 国人の従事の 状況（有無）	有 無	外国人建設就 労者の従事の 状況（有無）	有 無	外国人技能実 習生の従事の 状況（有無）	有 無	

《下請負人に関する事項》

会社名・ 事業者ID	株式会社 □□□□	代表者名	□□ □□
住所	〒211-0014 川崎市○○区○○○ 00番地		
工事名称 及び 工事内容	○○丁目400mm～100mm配水管布設替工事 防護コンクリート、擁壁		
工期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	契約日	令和 年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種		許可番号	許可(更新)年月日
	土木、 と・土工、コン	工事業	大臣 特定 知事 一般	2 第 ◇◇□ 号
		工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号
				令和 年 月 日
				年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		△営業所		ZZZ	ZXXZ	ZZZ-XXXX-ZZ	

現場代理人名	△△ △△	安全衛生責任者名	□□ □□
権限及び 意見申出方法	契約書記載のとおり	安全衛生推進者名	○○ ○○
主任技術者名	専任 非専任 △△ △△	雇用管理責任者名	○○ ○○
資格内容	実務経験(10年・と)	専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外 国人の従事の 状況(有無)	有 無	外国人建設就 労者の従事の 状況(有無)	有 無	外国人技能実 習生の従事の 状況(有無)	有 無
-----------------------------	-----	----------------------------	-----	----------------------------	-----

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

- ・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)
- ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- ・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

(記入要領)

- 1 「権限及び意見申立方法」が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載ある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。
- 2 監理技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。
- 3 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)
- 4 健康保険等の加入状況の記入要領は次の通り。
 - ① 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」に○印を付けること。元請契約又は下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。
 - ② 元請契約欄には元請契約に係る営業所について、下請契約欄には下請契約に係る営業所について記載すること。なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、下請契約の欄に「同上」と記載すること。
 - ③ 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 - ④ 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 - ⑤ 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。

※水道工事における専門技術者について

建設業者は、許可を受けた建設業の建設工事に附帯する他の建設工事(いわゆる附帯工事(建設業法第4条))を請負い、施工することができるが、その場合も、当該附帯工事に関する専門技術者を置かなければならない。(建設業法第26条の2第2項)

建設業における29業種で留意すべきことは、浄水場施設や配水管に関する工事は「水道施設工事」、給水管に関する工事は「管工事」に該当することである。

そのため、配水管工事に給水管工事(附帯工事)を含む工事を請け負った受注者が、自ら給水管工事を施工するには、「管工事」の建設業許可は必要ないが、「管工事」の主任技術者の資格要件を満たす者(専門技術者)を置く必要があり、施工体制台帳には以下のように専門技術者に関する記載を行わなければならない。また、配置した監理技術者又は主任技術者が、附帯工事の資格を取得していれば、専門技術者を兼任することができる。

専 門 技術者名	給水純一郎	専 門 技術者名	
資格内容	実務経験(10年・管)	資格内容	
担 当 工事内容	給排水・給湯設備工事	担 当 工事内容	

なお、自ら施工しない場合には、当該附帯工事(軽微(500万円以下)な工事は除く)に係る建設業の許可を受けた建設業者に該当工事を施工させなければならない。また、附帯工事は、下請業者にとっては、主たる工事となることから、下請業者の台帳には、主任技術者として記載することとなる。

令和 年 月 日					
再下請負通知書（作成例）					
直近上位 注文者名		株式会社 ○○○○			
		【報告下請負業者】			
		住 所 〒211-0014			
		川崎市○○区○○○ 00番地			
元請名称・ 事業者ID		株式会社 ○○○○			
		会社名・ 事業者ID 株式会社 △△△△			
		代表者名 △△ △△			
《自社に関する事項》					
工 事 名 称 及 工 事 内 容		○○丁目400mm～100mm配水管布設替工事 防護コンクリート、擁壁			
上 期		自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		注文者との 契 約 日 令和 年 月 日	
建 設 業 の 可 許		施工に必要な許可業種		許 可 番 号	
		土木、 と・土工、コン 工事業		大臣 特定 知事 一般 2 第 ◇◇□ 号	
		工事業		大臣 特定 知事 一般 第 号	
健康保険等 の加入状況		健康保険		厚生年金保険	
		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外	
		事業所 整理記号等		雇用保険	
		営業所の名称		健康保険	
		△営業所		Z X Z X	
		Z Z Z		Z Z Z X	
		ZZZ-XXXX-ZZ			
監 督 員 名		安全衛生責任者名 △△ △△			
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名 ●● ●●			
現 場 代 理 人 名		雇用管理責任者名 ●● ●●			
権限及び 意見申出方法		専 門 技 術 者 名			
主任技術者名		資 格 内 容			
資 格 内 容		担当工事内容			
一号特定技能外 国人の従事の状 況（有無）		有 無		外国人建設就 労者の従事の 状況（有無）	
		有 無		外国人技能実 習生の従事の 状況（有無）	
		有 無			

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名 ・事業者ID	株式会社 ○○○○	代表者名	○○ ○○
住所 電話番号	〒211-0000 川崎市◇◇区△△ ○番地 044-000-0000		
工事名称 及び 工事内容	○○丁目400mm～100mm配水管布設替工事 型枠工		
工期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	契約日	令和 年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	と・土工、コン 工事業	大臣 特定 知事 一般 31 第 ◇□◇号	平成 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
		本社	WWW	WWW	WWW-MMMM-WW		

現場代理人名	● ● ● ●	安全衛生責任者名	□ □ □ □
権限及び 意見申出方法	契約書記載のとおり	安全衛生推進者名	△ △ △ △
主任技術者名	専任 非専任 ● ● ● ●	雇用管理責任者名	△ △ △ △
資格内容	実務経験(10年・と)	専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
--------------------	-----	-------------------	-----	-------------------	-----

※再下請通知書の添付書類(建設業法施行規則第14条の4第3項)

・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

※[主任技術者、専門技術者の記入要領]

- 1 主任技術者の配置状況について[専任・非専任]のいずれかに○印を付すること。
- 2 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工の場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。（一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）

複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。

- 3 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する)

(1) 経験年数による場合

- 1) 大学卒[指定学科] 3年以上の実務経験
- 2) 高校卒[指定学科] 5年以上の実務経験
- 3) その他 10年以上の実務経験

(2) 資格等による場合

- 1) 建設業法「技術検定」
- 2) 建築士法「建築士試験」
- 3) 技術士法「技術士試験」
- 4) 電気工事士法「電気工事士試験」
- 5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
- 6) 消防法「消防設備士試験」
- 7) 職業能力開発促進法「技能検定」
- 8) 建設業法施行規則「登録基幹技能者講習」

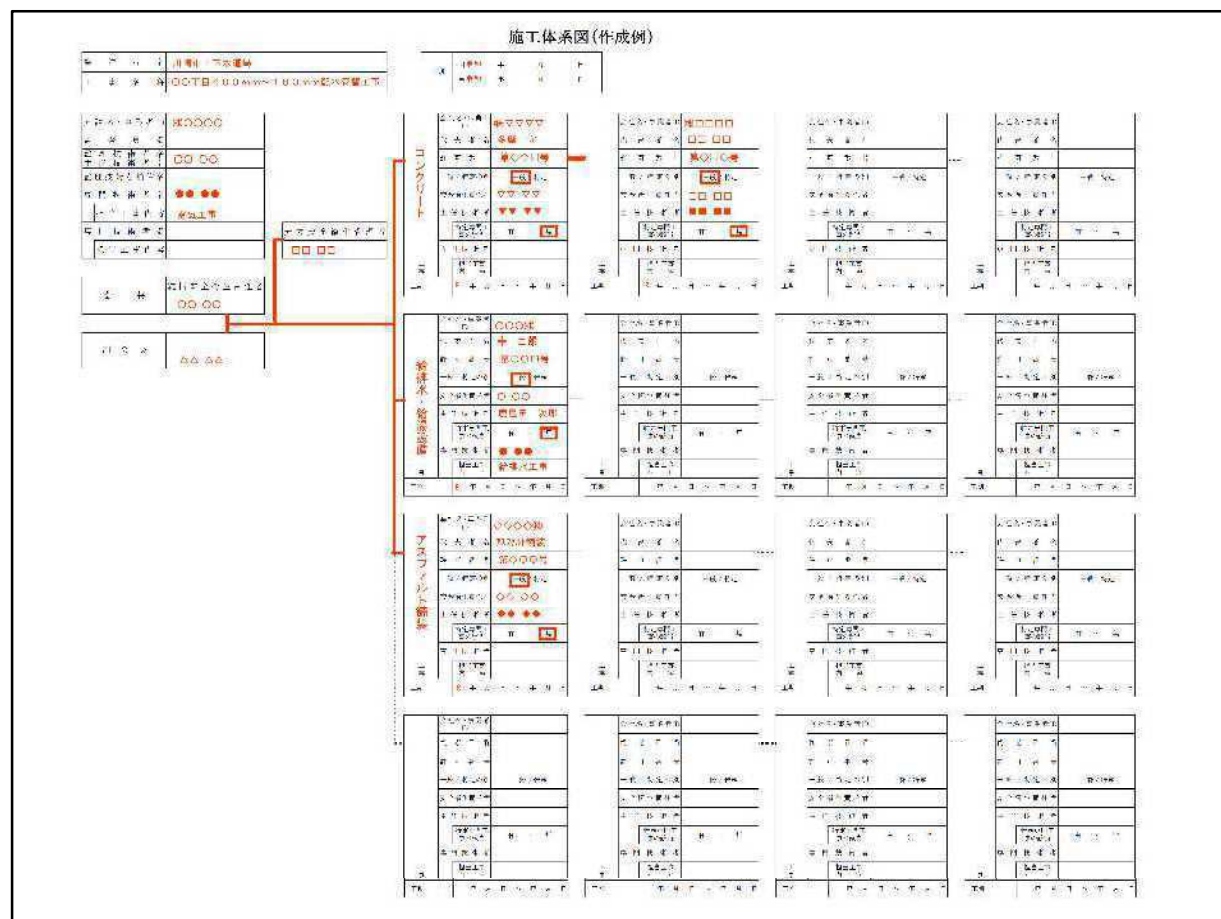
※[健康保険等の加入状況の記入要領]

- 1 下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の事業所整理記号等を記載すること。
- 2 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」に○印を付けること。下請契約又は再下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。
- 3 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
- 4 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
- 5 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。

作業員名簿（参考様式・記載例）

作業員名簿									
作業員番号		氏名		性別		生年月日		所属	
001	002	田中	太郎	男	1980	01	15	土木部	現場監督
003	004	山田	次郎	男	1985	03	20	土木部	現場監督
005	006	佐藤	三郎	男	1990	05	10	土木部	現場監督
007	008	鈴木	四郎	男	1995	07	05	土木部	現場監督
009	010	高橋	五郎	男	2000	09	01	土木部	現場監督
011	012	渡辺	六郎	男	2005	11	15	土木部	現場監督
013	014	小林	七郎	男	2010	12	20	土木部	現場監督
015	016	中村	八郎	男	2015	01	05	土木部	現場監督
017	018	大野	九郎	男	2020	03	10	土木部	現場監督
019	020	山本	十郎	男	2025	05	15	土木部	現場監督
021	022	水野	十一郎	男	2030	07	20	土木部	現場監督
023	024	木村	十二郎	男	2035	09	25	土木部	現場監督
025	026	伊藤	十三郎	男	2040	11	30	土木部	現場監督
027	028	石川	十四郎	男	2045	12	05	土木部	現場監督
029	030	山口	十五郎	男	2050	01	10	土木部	現場監督
031	032	松本	十六郎	男	2055	03	15	土木部	現場監督
033	034	佐々木	十七郎	男	2060	05	20	土木部	現場監督
035	036	高田	十八郎	男	2065	07	25	土木部	現場監督
037	038	坂本	十九郎	男	2070	09	30	土木部	現場監督
039	040	田中	二十郎	男	2075	11	05	土木部	現場監督
041	042	山田	二十一郎	男	2080	12	10	土木部	現場監督
043	044	佐藤	二十二郎	男	2085	01	15	土木部	現場監督
045	046	鈴木	二十三郎	男	2090	03	20	土木部	現場監督
047	048	高橋	二十四郎	男	2095	05	25	土木部	現場監督
049	050	渡辺	二十五郎	男	2100	07	30	土木部	現場監督
051	052	小林	二十六郎	男	2105	09	05	土木部	現場監督
053	054	中村	二十七郎	男	2110	11	10	土木部	現場監督
055	056	大野	二十八郎	男	2115	12	15	土木部	現場監督
057	058	山本	二十九郎	男	2120	01	20	土木部	現場監督
059	060	水野	三十郎	男	2125	03	25	土木部	現場監督
061	062	木村	三十一郎	男	2130	05	30	土木部	現場監督
063	064	伊藤	三十二郎	男	2135	07	05	土木部	現場監督
065	066	石川	三十三郎	男	2140	09	10	土木部	現場監督
067	068	山口	三十四郎	男	2145	11	15	土木部	現場監督
069	070	松本	三十五郎	男	2150	12	20	土木部	現場監督
071	072	佐々木	三十六郎	男	2155	01	25	土木部	現場監督
073	074	高田	三十七郎	男	2160	03	30	土木部	現場監督
075	076	坂本	三十八郎	男	2165	05	05	土木部	現場監督
077	078	田中	三十九郎	男	2170	07	10	土木部	現場監督
079	080	山田	四十郎	男	2175	09	15	土木部	現場監督
081	082	佐藤	四十一郎	男	2180	11	20	土木部	現場監督
083	084	鈴木	四十二郎	男	2185	12	25	土木部	現場監督
085	086	高橋	四十三郎	男	2190	01	30	土木部	現場監督
087	088	渡辺	四十四郎	男	2195	03	05	土木部	現場監督
089	090	小林	四十五郎	男	2200	05	10	土木部	現場監督
091	092	中村	四十六郎	男	2205	07	15	土木部	現場監督
093	094	大野	四十七郎	男	2210	09	20	土木部	現場監督
095	096	山本	四十八郎	男	2215	11	25	土木部	現場監督
097	098	水野	四十九郎	男	2220	12	30	土木部	現場監督
099	100	木村	五十郎	男	2225	01	05	土木部	現場監督

施工体系図（参考様式・記載例）



1-10 設計図書の照査

受注者は、工事請負契約書第 19 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員に資料を提出する。

(標準仕様書 1・1・1・3 設計図書の照査等)

工事請負契約書第 19 条

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書又は現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

1-11 工事測量成果表

受注者は、仮 BM（仮座標点）の設置に係わる測量結果を監督員へ提出する。また、設計図書に示されている数値と測量結果に差異が生じた場合は、測量結果を監督員に提出するものとする。

(標準仕様書 1・1・1・42 工事測量)

	測量結果の提出・提示の別
仮 BM（仮座標点）	提出
差異がある	提出

1-12 作業従事者健康診断書

受注者は、次に示す者に対して、保健所等の検査資格を有する機関の消化器系細菌培養検査（主として便について行い、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、サルモネラ菌、及び腸管出血性大腸菌 O・157 を対象とした病原体検索をいう。（以下「健康診断」という。））を行い、健康診断の結果を工事着手前までに作業従事者健康診断書に添えて監督員に提出しなければならない。ただし、先に掲げる以外の感染症が流行し、又は病原体の保有の疑いがある者がいる場合は、監督員の指示によりそれらの検査についても行わなければならない。なお、第 2 回目以降の健康診断は、最初の受診日から起算して、おおむね 6 ヶ月ごとに行う。

また、立ち入る場所が制限され水道水の汚染のおそれがないと判断される場合は、対象外とする。健康診断の結果、陽性の場合は直ちに監督員へ報告し、その指示に従うこと。

（標準仕様書 1・1・1・48 衛生管理）

検査対象者

- ①直接浄水に触れる作業をする者
- ②浄水場、配水所等内における請負工事の従事期間が、継続して 30 日以上の方
- ③ろ過池、浄水池及び配水池内における請負工事等の従事期間が、継続して 10 日以上の方
- ④監督員が特に指定する者

1-13 水道工事のお知らせ

受注者は、工事着手に先立ち、適宜工事内容を近隣住民に周知し、苦情等が発生しないよう努めなければならない。

(標準仕様書 2-1-2-2 2. 近隣住民への周知)

受注者は、現場施工に先立ち、工事目的及び工事内容（一般水道工事では、「①試掘、②布設、③付替、④撤去、⑤本舗装」のことを本項では「工事内容」という）等を近隣住民に説明するため、必要事項を記載した「水道工事のお知らせ」を作成し、近隣住民に配布しなければならない。また、(1)「水道工事のお知らせ」の種類に示す各種通知（詳細通知は工事内容に応じた各通知）の初回配布にあたっては、事前に監督員へ提出し記載内容（標題・本文）や工事案内図について確認を受けること。

なお、「水道工事のお知らせ」など近隣住民へ周知する資料は、不特定多数の方へ配布するものであるから、個人を特定できるような情報（住居者名・家名等）を記載してはならない。

(1) 「水道工事のお知らせ」の種類

「水道工事のお知らせ」の種類は、次表に示すとおりである。受注者は、次表に示す時期に各種通知（着手前通知、詳細通知、個別通知）を作成し、配布すること。

種 類	時 期	記載内容
着手前通知 (記載例 1)	工事着手前	工事の基本情報
詳細通知 (記載例 2)	適 時※ ¹	工事内容、時期、場所等
個別通知 (記載例 3)	夜間工事前	工事内容、時期、詳細な場所、騒音・振動の程度等

※1「適時」とは、工事内容ごと。ただし、工事内容が連続作業となり、近隣住民に短い期間に詳細通知を複数配布することにより、かえって不明瞭となる場合は除く。

(2) 作成時の留意事項

① 標題の記載について

詳細通知については、工事内容に応じて次のとおり記載すること。

工事内容	標 題
① 試掘	試験掘調査
② 布設	新しい水道管の埋設
③ 付替	各家庭への給水管の切替え
④ 撤去	古い水道管の撤去
⑤ 本舗装	舗装の本復旧

② 本文の記載について

様式に示す項目（工事名、工事場所等）は、必須項目であるため、原則として記載すること。

また、各項目の記載内容については、工事内容に即した記載とすること。（赤字等の記載を変更するだけでは不可）

③ 工事案内図

工事案内図は、可能な限り記載例に示す程度の情報を入れて作成すること。なお、個人情報

報は記載しないこと。

記載可能な情報	記載不可情報
区町丁名、地番（住居番号）、主要な施設、鉄道、道路、河川、その他目標となるもの	個人情報（住居者名・家名等）

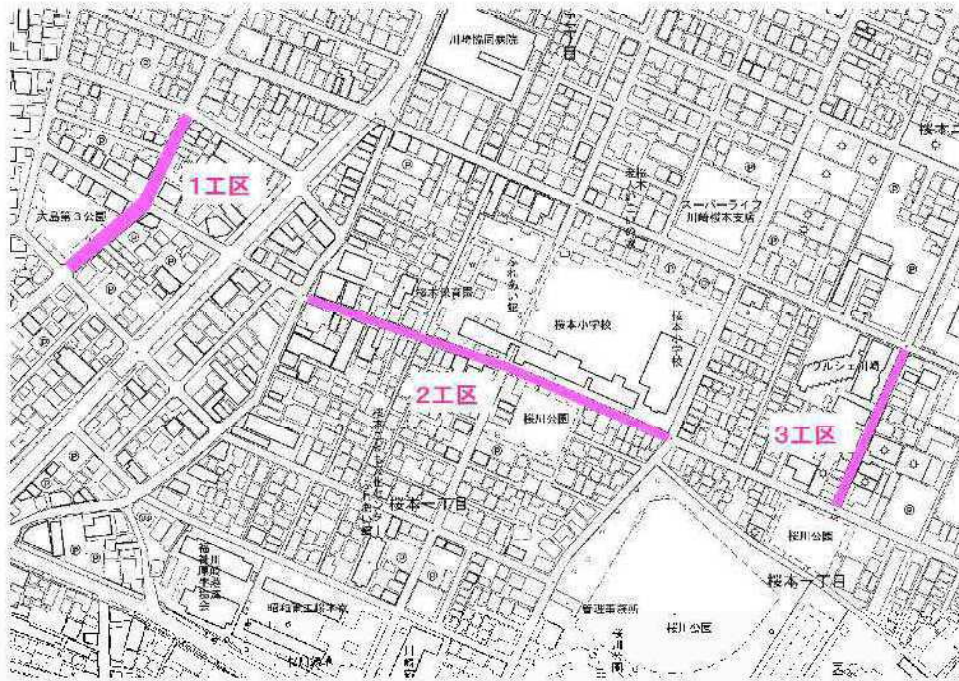
④ 印刷について

「水道工事のお知らせ」と「案内図等」は、両面で印刷すること。（「記載例○」等の不必要な箇所は削除するとともに、赤字は黒字に変換すること）

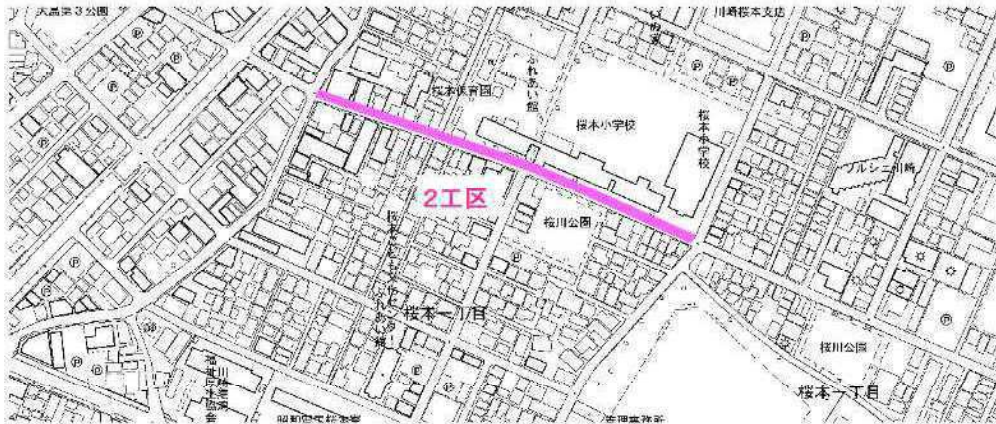
⑤ その他

その他詳細事項などがある場合は、必要に応じて加筆すること。

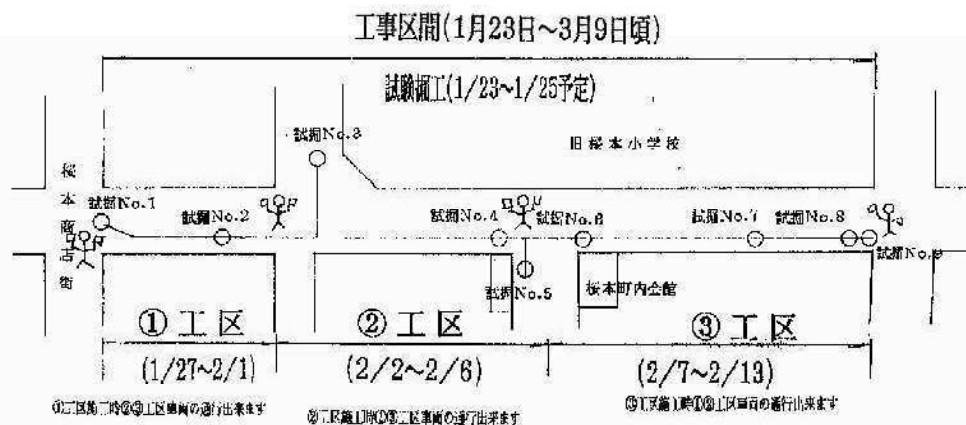
案内図



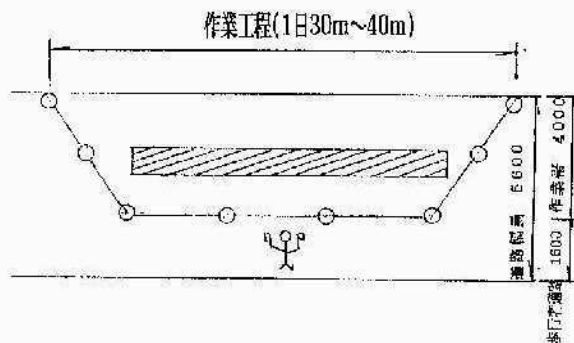
案内図



施工詳細図



平面図



断面図



平成〇〇年〇〇月〇〇日
水道工事施工業者名

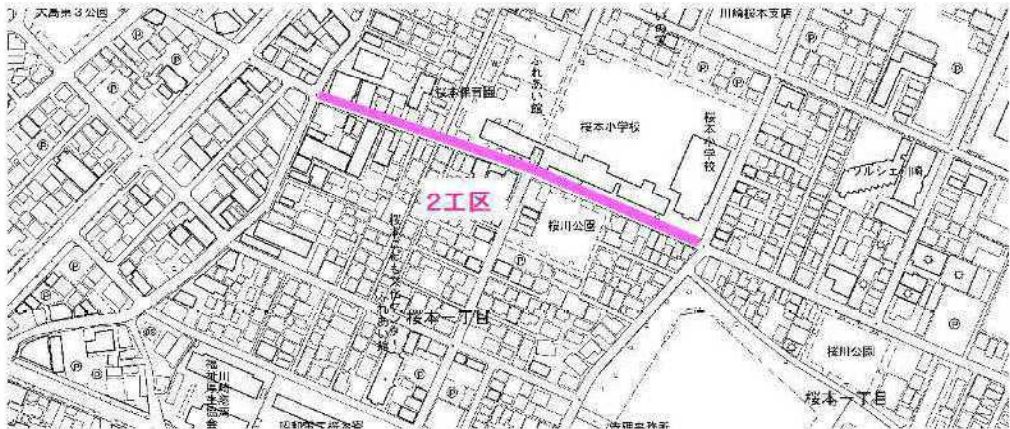
水道工事にご理解とご協力いただき厚くお礼申し上げます。

工事期間中につきましては、極力、騒音及び振動の低減などに努めて工事を実施いたしますので、ご迷惑、ご不便をお掛けしますがよろしくお願い申し上げます。

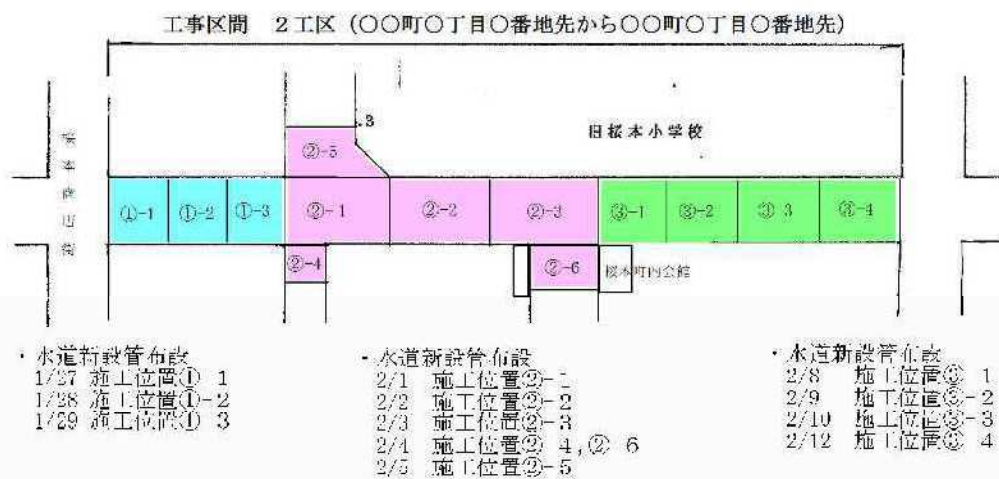
- 1 工事名 ○○○○○○○○○○○○○○工事
- 2 工事場所 2工区 ○○町○丁目○番地先から○○町○丁目○番地先まで
- 3 工事期間 平成○○年○○月○○日（○）から平成○○年○○月○○日（○）まで
※ 土・日・祝祭日は原則、作業は行いませんが、緊急事態及び工事の施工上、実施する場合があります。また、天候及び工事の施工上、予定が変更となる場合もありますので、ご了承願います。
- 4 工事時間帯 夜間 ○○：○○～○○：○○まで
※ 工事中の水道管の漏水等により、上記時刻から延長する場合がありますので、ご了承願います。
- 5 施工業者 会社名 ○○○○○○
連絡先 ○○○-○○○-○○○○
現場責任者名等 ○○ ○○
- 6 留意事項 ※ 低騒音・低振動型の使用機械及び防音シートなどを用いて、可能な限り騒音・振動を低減いたします。また、○月○日の施工位置○—○の作業につきましては、大きな騒音・振動を伴うことから、施工時間を○時から○時に短縮して実施いたします。
※ 今回工事（新しい水道管の埋設）の後の予定についてですが、各家庭への給水の切替え、古い水道管の撤去、舗装の本復旧の順で、夜間工事にて実施してまいります。今回と同様、工事内容ごとに詳細についてお知らせさせていただきますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

※ 工事に関して、その他ご不明な点等がありましたら施工業者までご連絡ください。

案内図



施工位置図



1-14 給水管取替工事のお知らせ及び同意書

受注者は、配水管布設替工事に伴い給水管布設替工事を行う場合は、事前に「配水管布設替工事に伴う給水管取替工事の内容に関するお知らせ」及び「給水管取替工事の同意書」を給水管所有者へ配布及び説明し、同意書へ承諾を得たうえで工事を行い、工事完成時に「給水管取替工事の同意書」を提出しなければならない。

(標準仕様書 2-1-3-2 5.給水管所有者への説明)

なお、設計図書に変更が生じた場合は、監督員と協議しなければならない。

配水管布設替工事に伴う給水管取替工事の内容に関するお知らせ

この書面は、配水管布設替工事に伴い給水管の取替工事の対象となるお客さまに配布しています。

給水管はお客さまの所有物ですが、古くなった給水管は漏水、出水不良、水質悪化に繋がる恐れがあることから、上下水道局では古くなった給水管を地震に強い新しい給水管に取り替えています。給水管の取替えにあたっては、宅地内を掘削させていただくことになりますので、「別記様式 給水管取替工事の同意書」にご記入のうえ、提出してくださるようお願いします。

1 給水管を取り替える範囲

本工事で給水管を取り替えることができる範囲は、以下のようになります。

(1) 一般的な戸建住宅の場合（二世帯住宅等を含む）

- ① 道路境界から給水管の水平延長で宅地内2メートル以内にある水道メーターまで
- ② 宅地内2メートル以内に水道メーターが無い場合は、水平延長で宅地内2メートル以内の給水管まで

※上記②において、宅地内に複数の水道メーターがある場合は、下記（2）と同様に取扱います。

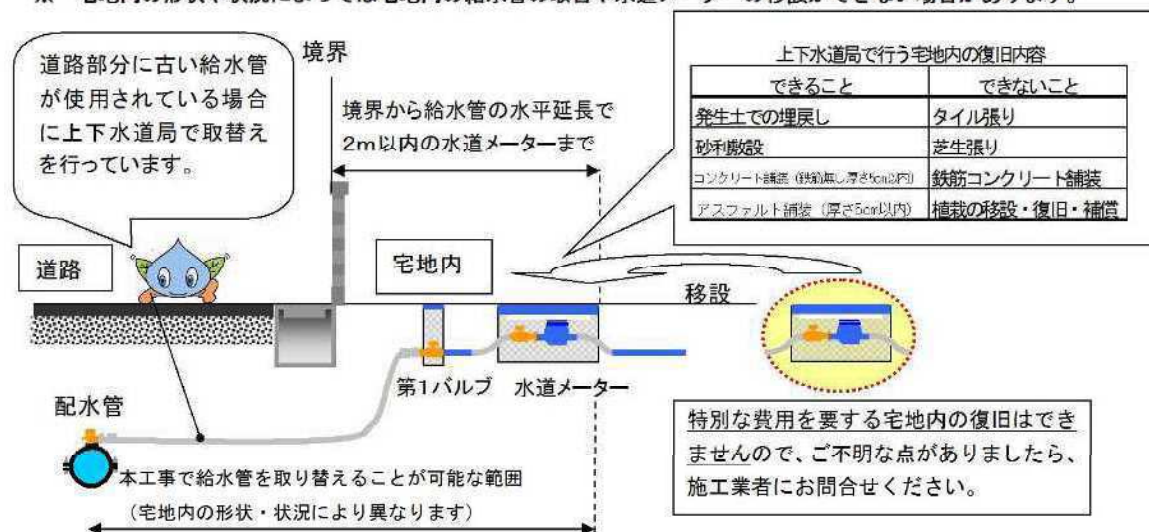
(2) アパート、マンションのような集合住宅で、宅地内に複数の水道メーターがある場合

- ① 道路境界から給水管の水平延長で宅地内1メートル以内にある第1バルブまで
- ② 宅地内1メートル以内に第1バルブが無い場合は、水平延長で宅地内1メートル以内の給水管まで

2 水道メーターの移設

上記（1）②でかつ水道メーターが1個の場合、お客さまのご意向を確認したうえで、水道メーターを宅地内2メートル以内に移設します。

※ 宅地内の形状や状況によっては宅地内の給水管の取替や水道メーターの移設ができない場合があります。



発注者 川崎市上下水道局 第〇配水工事事務所（担当）〇〇 〇〇 Tel 044-000-0000

（平日 8:30～17:15）（注）

施工業者 株式会社 川崎建設工業

（現場代理人） 川崎 浩司

（担当者）〇〇 〇〇 Tel 044-000-0000

（注）上記の開庁時間帯以外は、上下水道お客さまセンターに繋がります。ご用件をお伝えいただければ、翌開庁日に担当者からご連絡します。

宅地と道路の間による壁がある場合には、「よう壁部の露出配管に関するお知らせ」を給水管所有者へ配布すること。

よう壁部の露出配管に関するお知らせ

宅地形状が周囲道路よりも高いとき、または低いときは、給水管を埋設して配管することが困難な場合があります。

このような場合、お客さまの同意をいただければ、よう壁の形状に沿って給水管を露出して配管しますが、定期的なメンテナンスが必要になることがあります。

次の内容をご確認のうえ、「別記様式 給水管取替工事の同意書」にご記入し、提出していただきますようお願いします。

1 露出配管が可能な範囲

本工事で露出配管により給水管を取り替えることができるのは、よう壁の高さが4m程度までとなります。この範囲を超えて露出配管を行う場合は、一部費用が発生しますので、施工業者にご相談ください。

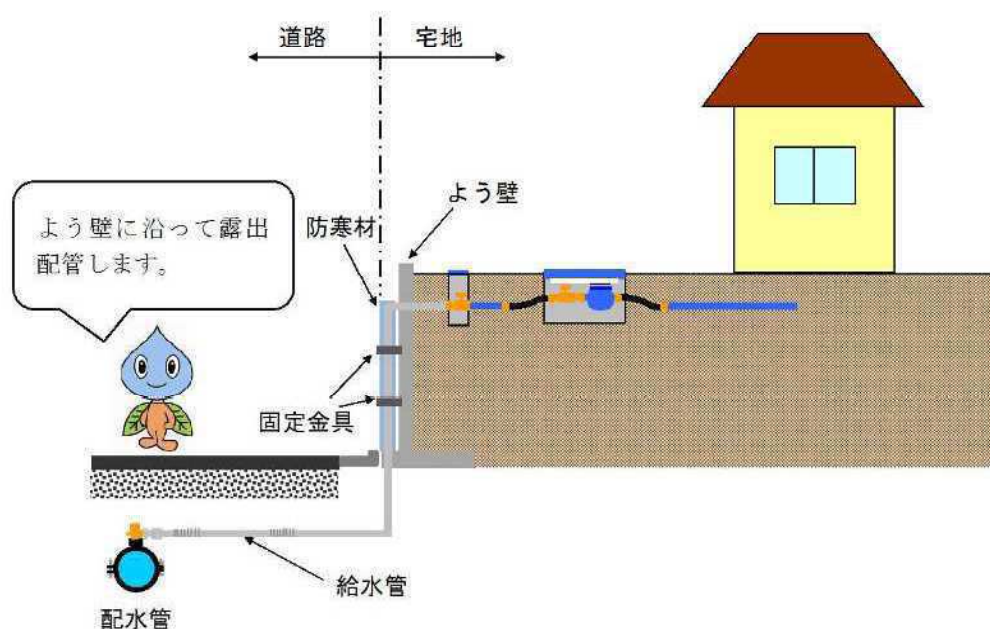
2 露出配管の工事内容

本工事で行う露出配管の施工内容には、給水管の配管、よう壁と給水管との固定及び防寒材の設置までが含まれており、必要に応じてよう壁に給水管を通すための削孔作業も行います。

防寒材は、冬季の凍結防止のために設置するものですが、紫外線等の影響により、経年劣化する恐れがありますので、定期的な取替えが必要となります。今後の維持管理は、お客さまの費用で行っていただくことになりますので、ご了承ください。

なお、防寒材の劣化防止やよう壁の美観を損なわないために、防寒材の外面に保護材を設置する方法がありますが、本工事の施工内容には含まれていません。ご希望される場合は、費用が発生しますので、施工業者にご相談ください。

よう壁部の露出配管の例



※ よう壁の形状や状況によっては、露出配管の施工ができない場合があります。

別記様式

給水管取替工事の同意書

本同意書は、配水管布設替工事に伴い給水管の取替工事の対象となるお客さまに配布しております。
本工事は、お客さま所有の給水管をステンレス鋼管に交換することにより、**漏水を未然に防ぎ、安定給水を確保するために行うものです。**

新しく埋設するステンレス鋼管は、**腐食しにくく地震にも強い管**ですので、本工事の主旨をご理解いただき、給水管の取替えにご協力くださるようお願いいたします。

確 認 事 項（お客さまでご記入いただく欄）

- 1 給水管を取り替える範囲について
(私有地の掘削をご了承いただける場合は、口に「レ」をつけてください。)
☐ 私有地（宅地、私道等）内の掘削に同意し、本工事において取り替えることが可能な範囲までの給水管取替工事を希望します。
 (よう壁部の露出配管をご了承いただける場合には、口に「レ」をつけてください。)
☐ よう壁部の露出配管の施工に同意します。
☐ よう壁部に給水管を通すための穴を開けることに同意します。
 ※ 私有地の掘削をご了承いただけない場合は、道路部のみの給水管取替工事をを行います。
 ※ 宅地内の復旧は、発土上の埋戻し、砂利敷設、アスファルト舗装（厚さ5cm以内）又はコンクリート舗装（厚さ5cm以内）となります。なお、タイル等による高級舗装、植木、芝生、塀、門扉等により特別な施工が必要な場合は、お客さまの費用で復旧を行っていただくようお願いいたします。
 ※ 露出配管を行った場合、凍結防止効果を保つために、お客さまの費用で定期的な防寒材の交換を行っていただくようお願いいたします。
- 上記で口に「レ」をつけた場合に、次の「2」についてもご記入下さい。
 2 水道メーターの移設について
(水道メーターの移設をご了承いただける場合は、口に「レ」をつけてください。)
☐ 水道メーターを道路境界から宅地内2m以内に移設することに同意します。
 ※ 水道メーターの移設は、私有地（宅地、私道等）内に複数の水道メーターがある場合には行いません。
 ※ 平成元年7月以前に建てられた住宅では、水道メーターの前後に鉛製給水管が使用されていることがあります。水道メーターの移設は、検針の効率化と水道メーター前後の鉛製給水管の解消を目的に行っています。私有地（宅地、私道等）内の掘削が可能な方は、ご協力ください。
- 3 撤去した給水管の処分について
(撤去した給水管は上下水道局にて適正に処分しますので、口に「レ」をつけてください。)
☐ 撤去した給水管を上下水道局にて処分することに同意します。

(ご記入日) 年 月 日

住 所： 区 町 丁目 番地 号

氏 名： 印 電話番号

ご要望、ご質問があればご記入ください

この欄は配付前に記入

※ 本同意書の写しが必要な場合は申しつけください。後日、お届けします。
 ※ 別紙「配水管布設替工事に伴う給水管取替工事の内容に関するお知らせ」をご参照のうえ、ご記入ください。
 ※ 宅地と道路の間によう壁がある場合には、別紙「よう壁部の露出配管に関するお知らせ」をご参照ください。
 水栓番号： 0126456789

工事名：〇〇丁目400mm～100mm配水管布設替工事 施工業者：株式会社 川崎建設工業

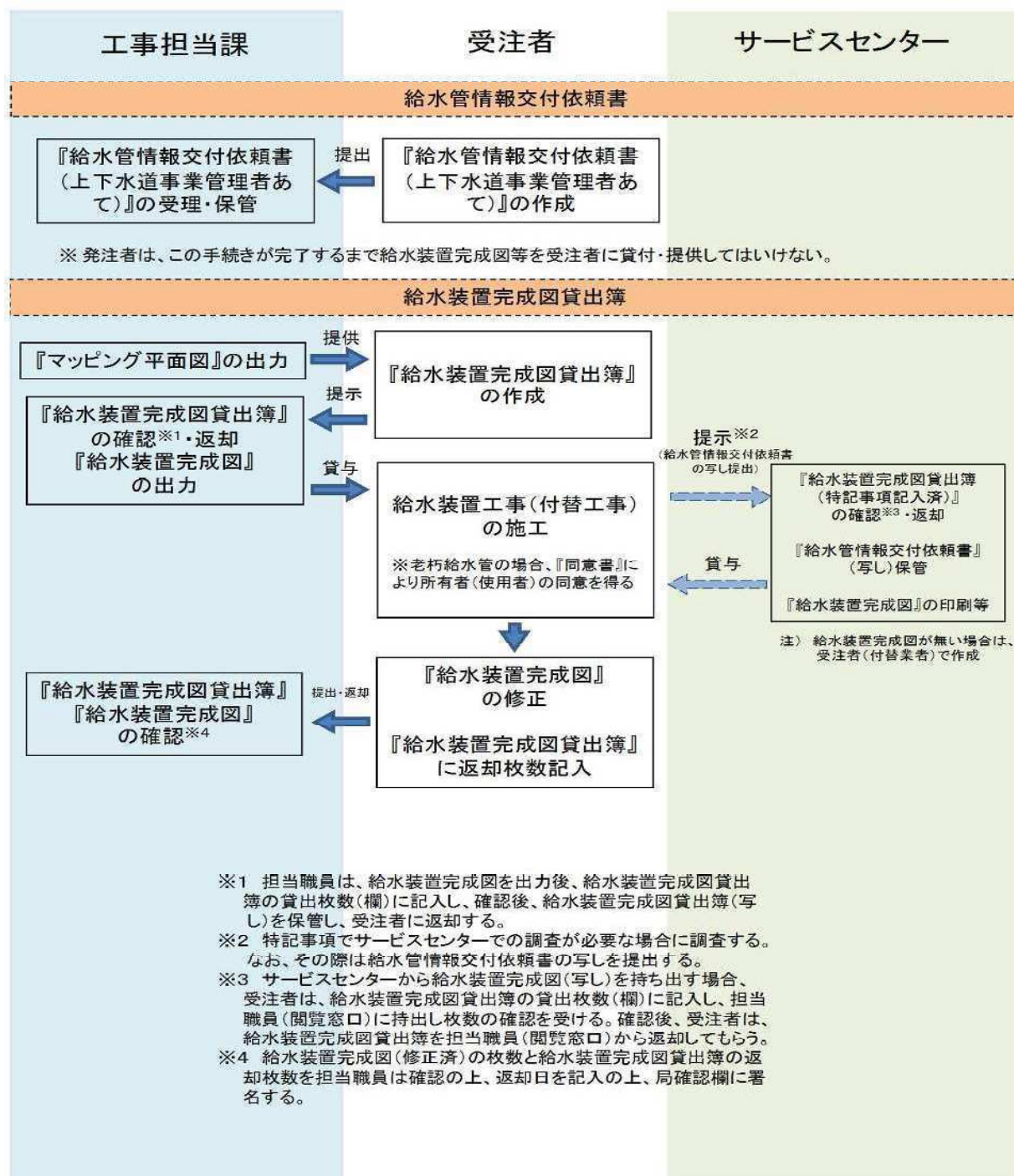
工事場所： 〇〇 区 〇〇 町 〇 丁目 〇 番地 〇 号

発注者 川崎市上下水道局 工事担当課 担当 〇〇 〇〇 電話 000-0000 (平日8:30～17:15)

1-15 給水管情報交付依頼書及び給水装置完成図貸出簿

受注者は、本工事で必要となる給水管情報の十分な調査を行い施工すること。なお、業務上知りえた個人情報の保護に関する法律に規定された個人情報（以下「個人情報」という。）については、本工事以外で使用してはならない。また、個人情報の保護を図るため、漏えい、改ざん、滅失、き損等の事故を防止するための必要な措置を講じ、適正な管理に努めなければならない。

（標準仕様書 2-1-3-2 6.給水管情報）



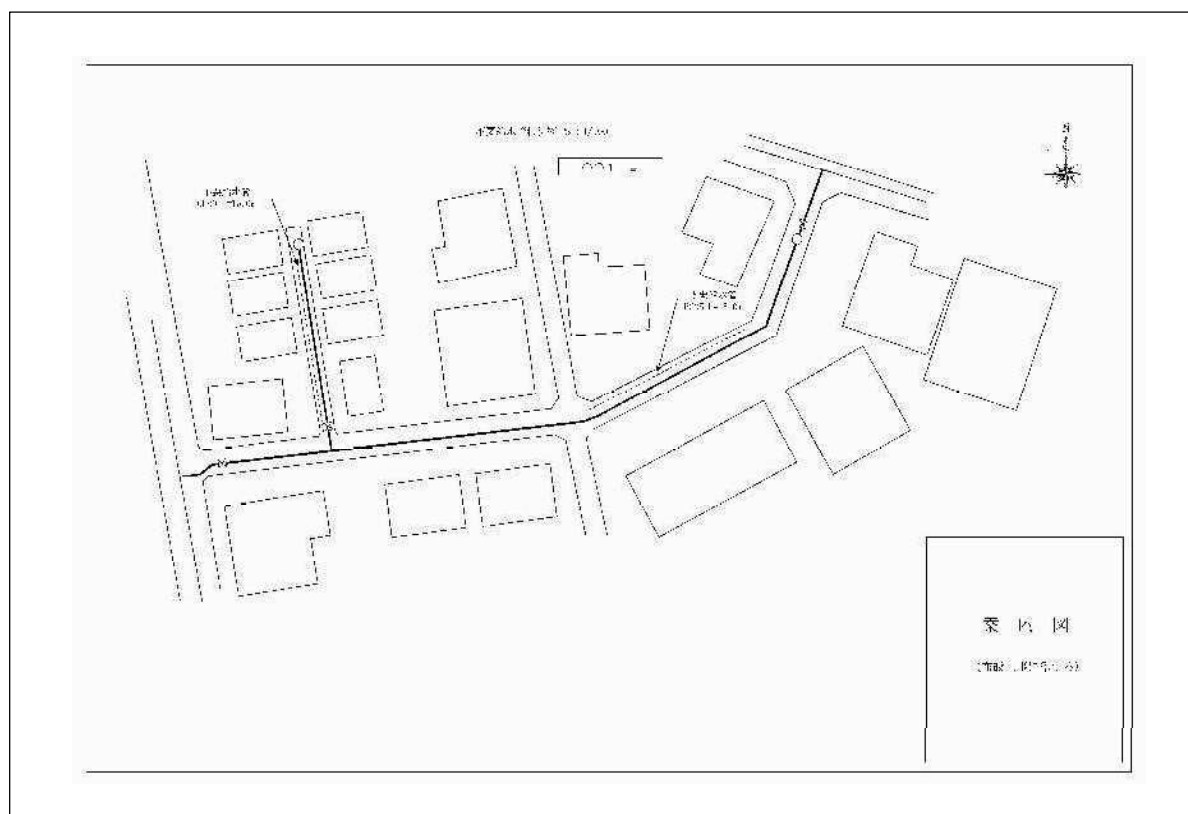
- (1) 受注者は、配水管布設替工事等に伴い給水管の付替工事を行う場合、給水管情報を入手するために、給水管情報交付依頼書を発注者に提出しなければならない。

給水管情報交付依頼書（上下水道事業管理者宛て）（指定様式・記載例）

	一般監督員	主任監督員	総括監督員
給 水 管 情 報 交 付 依 頼 書 令和 年 月 日			
(あて先) 川崎市上下水道事業管理者 受注者 商号又は名称 株式会社 ○○○○ 現場代理人名 ○○ ○○ 次の工事の施工にあたり、給水管の調査が必要となりますので、給水管情報の交付を依頼します。 工 事 名 ○○丁目400mm～100mm配水管布設替工事 工事場所 自：○○区○○丁目・・・ 至：○○区○○丁目・・・ 監 督 員 △△ △△ 請 負 業 者 株式会社 ○○○○ 付 替 業 者 □□□□ 株式会社 閲覧・交付情報 給水分岐台帳・給水台帳（給水装置完成図を含む） 調 査 目 的 本管布設に伴う給水管付替箇所の調査のため 調査担当者 業者名（付替業者） □□□□ 株式会社 個人情報の保護に関する法律に基づき調査した個人情報は、適正に管理いたします。 請 負 業 者 株式会社 ○○○○ 付 替 業 者 □□□□ 株式会社 担当者名 ○○ ○○ 担当者名 □□ □□			

- (2) 受注者は、給水管分岐台帳平面図（給配水情報管理システムから出力された情報も含む）を発注者から入手後、施工予定の給水装置については、給水装置完成図貸出簿（付替用）を作成しなければならない。また、発注者に給水装置完成図貸出簿を提示し、監督員の確認を得て給水装置完成図を借用する。但し、各サービスセンターに調査が必要な場合、監督員は特記事項にその旨を記載し、受注者は貸出簿（原本）及び給水管情報交付依頼書（写し）を持って所管するサービスセンターにて必要な給水管情報を取得する。
- (3) 受注者は、給水管の付替工事完了後、給水装置完成図貸出簿に給水装置完成図を添付し、監督員に提出しなければならない。
- (4) 受注者は、給水管の付替工事に伴い不要となる給水装置について公道に縦断的に残置となる場合、管種・口径・延長を記載した不要給水管状況図を作成し、監督員に提出しなければならない。

不要給水管状況図（作成例）



給水装置完成図貸出簿 (指定様式・記載例)

給水装置完成図貸出簿(付替用)						NO.1
工 事 番 号		123456789		工 事 名		〇〇丁目400mm配水管布設替工事
工事期間		自: 令和 年 月 日		至: 令和 年 月 日		
請負業者名		株式会社 〇〇〇〇		給水付替業者名		△△△△ 株式会社
工 事 監 督 員		●●●●●		借受責任者名		△△ △△
工事監督課貸出日		令和 年 月 日		業 者 確 認 欄		署名
件数		18	枚数	27	返却	
給水装置センター貸出日		令和 年 月 日		業 者 確 認 欄		署名
件数		3	枚数	5	返却	
返 却 日		令和 年 月 日		局 確 認 欄		署名
番号	水柱番号	給 水 装 置 場 所	所有者又は 使用者	貸出 枚数	返却 枚数	
1	84397	〇〇1-2-1	間中	1	1	
2	84393~4	〇〇1-2-2	居酒屋	2	2	
3	84396	〇〇1-2-1	福本	1	1	
4	84398	〇〇1-2-1	横地	1	1	
5	84395	〇〇1-2-1	川代	1	1	
6	108487 177127~9	〇〇1-1-11	山本ビル	3	3	
7	34416	〇〇1-2	ホン	1	1	
8	6348134417	〇〇1-2-2	河原	1	1	
9	119074	〇〇1-5	公園	1	1	
10	120539~40	〇〇1-3-16	住宅	1	1	
11	34396~8 44891~3	〇〇1-3-1	第1アベビル	1	1	
12	158596~8 34395	〇〇1-3-2	カワベビル	2	2	
13	34399 177995~7	〇〇1-3	エステート	1	1	
14	34400 185948~52	〇〇1-3-11	ディーコート	2	2	
15	34401・147442	〇〇1-3-2	朝日荘	3	3	
16	56472	〇〇1-3	中井住宅	1	1	
17	110559~60	〇〇1-3	中井住宅	1	1	
18	34402	〇〇1-3-3	鈴木	1	1	
19	71493157467	〇〇1-3-3	山本	2	2	
20	34403	〇〇1-3-4	小林	1	1	
21	43517	〇〇1-5-1	小学校	4	4	
22						
特記事項 番号2、3、19については、所管のサービスセンターで給水管情報調査をお願いします。 ※ サービスセンター調査にて番号2、3、19の給水装置完成図(写し)を持ち出す場合、調査担当者は、貸出枚数(欄)に持出し枚数を記入する。						

1-16 分岐穿孔等に従事又は実地に監督する配管技能者報告書

受注者は、配管作業に川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者を充てなければならない。また、受注者は、分岐穿孔等に従事又は実地に監督する配管技能者に、実際に必要となる技能を有する者を充てるとともに、監督員に報告しなければならない。

(標準仕様書 2-1-3-2 2. 配管作業従事者)

分岐穿孔等に従事又は実地に監督する配管技能者報告書 (指定様式・記載例)

令和 年 月 日

分岐穿孔等に従事又は実地に監督する配管技能者報告書

(あて先) 川崎市上下水道事業管理者

受注者
商号又は名称 株式会社 ○○○○

本工事における給水装置に係る分岐穿孔作業又はメーターまでの配管作業について、次の配管技能者を従事又は実地に監督させます。

契約番号 1234567890

工事名 ○○丁目400mm～100mm配水管布設替工事

指定給水装置工事事業者名 株式会社 △△△△

■ 分岐穿孔作業
配管技能者名 △△ △△

次の理由により、この配管技能者が適切に分岐穿孔作業ができる技能を有する者であると認めます。

☐ 財団法人給水工事技術振興財団が実施する給水装置工事配管技能検定会に合格している。

☐ 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む。）で、給水装置工事配管技能者認定協議会による認定を受けている。

☒ 上記のいずれかと同等以上の資格又は技術力を有している。

■ 配水管の分岐部からメーターまでの配管作業
配管技能者名 ▼▼ ▼▼

次の理由により、この配管技能者が適切に配管作業ができる技能を有する者であると認めます。

☐ 財団法人給水工事技術振興財団が実施する給水装置工事配管技能検定会に合格している。

☐ 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む。）である。

☐ 職業能力開発促進法第44条に規定する配管技能士である。

☒ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程を修了している。

☐ 職業能力開発促進法第16条に規定する公共職業能力訓練施設の配管科の課程を修了している。

☐ 上記のいずれかと同等以上の実務経験を有している。

【注意】 1. 報告書は、給水管の配管作業等を行う7日前までに、打合せ簿にて監督員に提出すること。

2. 配管技能者を変更した場合は、改めて報告書を提出すること。

※緊急修理等これにより難しい場合は、可能な限り速やかに提出すること。

2. 施工管理

2-1 工事打合せ簿

工事打合せ簿は、発注者及び受注者が工事施工状況についてお互いに確認しあい、行き違いないように書類に記録しておく重要な書類である。

工事打合せ簿の作成においては、設計図書の要求事項を明確にするとともに、それを確認できる必要最小限の関係書類を添付する。また、各種工事打合せ簿については、原則として適用条文を記載しなければならない。

(1) 各事項の定義、書類作成上の具体的留意点

1) 指示

指示とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。（標準仕様書 1・1・1・2 15 指示）

実務上では、監督員は工事内容の変更等について指示書により受注者に通知し、受注者は指示内容（施工位置、数量、形状寸法、品質、その他指示事項等）を確認のうえ、監督員に回答する。

また、工事請負契約書第 19 条（条件変更等）及び標準仕様書の条文中には、受注者からの協議又は報告等の回答をもって指示を行う場合もある。

なお、口頭による指示があった場合の処理については、標準仕様書 1・1・1・7 によると「監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。」と規定されている。

（工事打合せ簿発議回答例） 発注者：指示 → 受注者：その他（了解）

2) 承諾

承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員または受注者が書面により同意することをいう。（標準仕様書 1・1・1・2 16 承諾）

承諾事項は品質管理に関する項目が多く、承諾を受ける内容を明確に記入するとともに、必要な最小限の関係資料を添付する。

（工事打合せ簿発議回答例） 受注者：承諾（のお願い） → 発注者：承諾

3) 協議

協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。（標準仕様書 1・1・1・2 17 協議）

実務上では、受注者からの工事打合せ簿により監督員に協議される場合が多い。

協議内容の多くは、設計図書と工事現場の状態の不一致等によるものと考えられ、この場合、工事数量及び構造変更等設計変更に関わる事項が多いので、十分な現地調査、構造の検討を行い、協議内容（理由、対策検討の内容、数量、形状寸法、施工方法等）を工事打合せ簿で明確に記載して協議を行わなければならない。

（工事打合せ簿発議回答例） 受注者：協議 → 発注者：協議

4) 提出

提出とは、監督員が受注者に対しまたは受注者が監督員に対し、工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。（標準仕様書 1・1・1・2 18 提出）

提出事項は、施工計画書等の書類、材料の見本または資料の提出等、施工前の処置事項が多く、提出が遅延すると工程に影響を来すので留意する。

(工事打合せ簿発議回答例) 受注者：提出 → 発注者：受理

5) 提示

提示とは、監督員が受注者に対しまたは受注者が監督員または検査員に対し、工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。(標準仕様書 1・1・1・2 19 提示)

よって、提示については、**工事打合せ簿を作成する必要はない**が、提示した資料については、検査対象書類であるため、検査時に提示できるようにしなければならない。

6) 報告

報告とは、受注者が監督員に対し、工事の状況または結果について書面により知らせることをいう。(標準仕様書 1・1・1・2 20 報告)

報告内容は主として事故、苦情、施工中の異常発見であり、工事打合せ簿により監督員に報告される。この場合、遅延なく、的確に監督員に報告しなければならない。

(工事打合せ簿発議回答例) 受注者：報告 → 発注者：受理

7) 通知

通知とは、発注者または監督員と受注者または現場代理人の間で、監督員が受注者に対しまたは受注者が監督員に対し、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。(標準仕様書 1・1・1・2 21 通知)

(工事打合せ簿発議回答例) 受注者：通知 → 発注者：受理

8) 連絡

連絡とは、監督員と、受注者または現場代理人の間で、監督員が受注者に対しまたは受注者が監督員に対し、契約書第 19 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。(標準仕様書 1・1・1・2 22 連絡)

よって、連絡については、工事打合せ簿を作成する必要はない。

工事打合せ簿（指定様式・記載例）

74

2-2 固定資産使用許可申請書及び誓約書（現場用）

水道施設敷地内（以下「場内」という。）の工事において、受注者が場内に仮設事務所等を設置する際は、「固定資産使用許可申請書及び誓約書」を提出すること。また、場内では原則として、水道及び下水道は、受注者の責任において水道施設敷地外の配水管から直接引き込むこと、下水道管に直接接続することとしているが、困難な場合は監督員と別途協議すること。

固定資産使用許可申請書及び誓約書（現場用）

令和 年 月 日

(宛先)川崎市上下水道事業管理者

中 請 者	住 所	川崎市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地		
	氏 名	代表取締役	マル〇〇	マル〇〇
	生 年 月 日	昭和 年 月 日		
	電 話 番 号	044-000-0000		

〔法人等にあつては、上たる事務所の所在地、
名称並びに代表者の氏名、生年月日〕

次のとおり申請します。

なお、申請者（法人等にあつては当該法人等及びその役員等）は、この申請書等の記載事項について事実と相違ないこと及び川崎市暴力団排除条例第2条各号（第4号を除く。）に規定する暴力団、暴力団員等若しくは暴力団経営支配法人等又は第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでないことを誓約します。

また、川崎市上下水道事業管理者が、この申請書等に記載した個人情報を必要に応じて神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

なお、性別に係る情報を求められた場合は、川崎市上下水道事業管理者へ情報提供することを誓約します。

1 使 用 場 所	川崎市〇△区◇△町▽丁目〇番地		
2 使 用 面 積 等	68m2×1箇所、100m2×1箇所	合計	168m2
3 使 用 目 的	〇〇浄水場 〇〇設備設置工事 仮設事務所用地他		
4 使 用 期 間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
5 使 用 料	川崎市上下水道事業管理者の算定した額		
6 付帯設備使用	☐ 利用しない ☒ 水道 ☒ 下水 ☐ 電気 ☐ ガス		

- (注) 1 案内図・使用箇所平面図及び求積図各3部添付してください。
2 申請者が法人や自治組織等の場合は「役員等氏名一覧表及び同意書」を提出してください。

2-3 地下埋設物等の調査

受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告しなければならない。

(水道工事標準仕様書 1・1・1・31 19.地下埋設物等の調査)

(1) 試掘調査前

受注者は、地下埋設物について設計図書及び図面等を確認し、埋設物管理者に事前調査を行うとともに試掘前協議を適切に実施し、その指示事項については必要な処置を講ずること。また、試掘箇所は、監督員と現地立会いのうえ決定すること。

なお、地下埋設物に関するチェックリスト【試掘調査前】は対象埋設物ごとに作成し、工事打合せ簿に添付し、監督員に速やかに提出すること。

(地下埋設物調査に関する特記仕様書)

地下埋設物に関するチェックリスト【試掘調査前】 (指定様式・記載例)

地下埋設物に関するチェックリスト【試掘調査前】		
提出日：令和〇年〇月〇日		
工事名	〇〇丁目〇〇mm 配水管布設工事	
工期	自：令和〇年〇月〇日 至：令和〇年〇月〇日	
受注者	〇〇建設株式会社	
現場代理人	〇〇 〇〇	
対象埋設物	東京ガス 東京電力 NTT 下水 水道 その他()	
点検項目	点検者 点検年月日	点検結果
1. 設計図書及び図面等により地下埋設物の情報を確認しているか。	〇〇 〇〇 〇/〇/〇	適・否
2. 地下埋設物の管理方法及びその取扱い方法について施工計画書に明示しているか。	〇〇 〇〇 〇/〇/〇	適・否
3. 対象埋設物管理者と協議・調整を行ったか。 (工事範囲に施設なしと回答を得た場合は、2・4・5・6に記入不要。)	〇〇 〇〇 〇/〇/〇	適・否
4. 作業関係者に埋設位置を周知させるため、確認位置にペンキ等により目印を付けているか。	〇〇 〇〇 〇/〇/〇	適・否
5. 試掘箇所選定にあたり、3. の協議・調整を踏まえ地下埋設物位置確認等をするための掘削場所・形状寸法等を監督員と立会いのうえ、決定したか。	〇〇 〇〇 〇/〇/〇 (3~6工区)	適・否
6. 対象埋設物管理者に試掘調査時の立会いを求めたか。	〇〇 〇〇 〇/〇/〇	適・否
対象埋設物管理者との協議・調整		
協議方法	対面 メール 電話 FAX	
□ 埋設物管理者より本工事範囲において対象埋設物がないと回答を受けた。		
添付書類	東京電力施工協議シート、東京電力協議メール	
特記事項	5. 点検年月日：〇/〇/〇 (1, 2工区)、点検結果：適 東京電力より指示事項として、〇工区(〇〇丁〇番地先)の試掘を施工する際は東京電力職員の立会い及び結果をもとに再協議を行うことの条件を付された。	

※ 点検者欄には、記名(署名または押印を含む)すること。

※ 対象埋設物管理者との協議事項を添付書類及び特記事項欄を用いて報告すること。

※ 点検年月日が複数ある場合は、特記事項欄に点検項目番号と日付を記入すること。

(2) 試掘調査後

受注者は、試掘調査の場所、掘削の形状寸法、調査結果は、工事打合せ簿に添付して監督員に速やかに提出すること。また、近接する地下埋設物が想定される場合は、埋設物管理者の立会を求め、その指示を受け、必要な処置を講ずること。

試掘調査の結果、地下埋設物の詳細な位置、深さ等が不明な場合は、追加調査を実施すること。

(地下埋設物調査に関する特記仕様書)

地下埋設物に関するチェックリスト【試掘調査後】(指定様式・記載例)

地下埋設物に関するチェックリスト【試掘調査後】			
提出日：令和 ○年 ○月 ○日			
工事名	○○丁目○○mm 配水管布設替工事		
工期	自：令和○年○月○日 至：令和○年○月○日		
受注者	○○建設株式会社		
現場代理人	○○ ○○		
対象埋設物	東京ガス <u>東京電力</u> NTT 下水 水道 その他()		
点検項目	点検者 点検年月日	点検結果	
1. 試掘調査時に対象埋設物管理者の協力(立会い等)のもと埋設物の詳細な位置等を確認したか。	○○ ○○ ○/○/○	<u>適</u> 否	
2. 試掘調査の結果、埋設物の位置等が不明な場合は、追加調査により再度位置等の確認を行ったか。	○○ ○○ ○/○/○	<u>適</u> 否	
3. 試掘調査の結果を工事打合せ簿に添付し監督員へ報告を行ったか。	○○ ○○ ○/○/○	<u>適</u> 否	
4. 試掘調査後に必要な対象埋設物管理者と協議・調整を行ったか。	○○ ○○ ○/○/○	<u>適</u> 否	
5. 試掘調査結果及び対象埋設物管理者との協議等を踏まえた施工計画書となっているか。	○○ ○○ ○/○/○	<u>適</u> 否	
6. 対象埋設物管理者からの指示事項(防護措置等)がある場合、必要な処置を行ったか。 (指示事項がない場合、記入不要)	○○ ○○ ○/○/○	<u>適</u> 否	
7. 作業関係者に対象埋設物の種類・位置等を周知するとともにペンキ等により目印を付け作業に当たっているか。	○○ ○○ ○/○/○	<u>適</u> 否	
対象埋設物管理者との協議・調整			
協議方法	<u>対面</u>	メール	電話 FAX
添付書類	東京電力施工協議シート		
特記事項	東京電力との協議の結果、○工区(○○丁目番地先)での○○工を施工する際は○○の処置を施すよう指示を受けた。		

※ 点検者欄には、記名(署名または押印を含む)すること。

※ 対象埋設物管理者との協議事項を添付書類及び特記事項欄を用いて報告すること。

※ 点検年月日が複数ある場合は、特記事項欄に点検項目番号と日付を記入すること。

2-4 再生資源

2-4-1 再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）

受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、次の対象工事について、本工事に係る再生資源利用〔促進〕計画書を作成し、施工計画書に含め提出し、その内容を説明する。再生資源利用計画を工事現場のみやすい場所に掲げるなど、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットに公表するよう努める。また、工事完了後速やかに計画の実施状況（実績）について、再生資源利用〔促進〕実施書を作成し、提出するとともに、これらの記録を5年間保存する。

（建設副産物に関する共通事項特記仕様書）

（1）再生資源利用計画書の作成対象工事（次のいずれかに該当する工事）

- ① 500m³以上の土砂を搬入する工事
- ② 500 トン以上の砕石を搬入する工事
- ③ 200 トン以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事

（2）再生資源利用促進計画書の作成対象工事（次のいずれかに該当する工事）

- ① 500m³以上の建設発生土を搬出する工事
- ② アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊及び建設発生木材の合計で 200 トン以上搬出する工事

（3）再生資源利用実施書の作成対象工事

最終請負金額 1 0 0 万円（消費税を含む）以上の工事

（4）再生資源利用促進実施書の作成対象工事

最終請負金額 1 0 0 万円（消費税を含む）以上の工事

再生資源利用計画書 (参考様式・記載例)

再生資源利用計画書 (実施書) ー建設資材搬入工事用ー

1. 工事概要

発注者 川崎市上下水道局

工事名 ○○丁目400mm～100mm配水管布設工事

工事施工場所 神奈川 川崎 区 ○○区 ○○町 ○○丁目

工事概要等 水道管の布設工事

2. 建設資材利用実施

注: コード*5～9は下記欄外のコード表より数字を選んで下さい。

分類	小分類	規格	主な利用用途	利用量(A)	再生資材の供給元施設、工事等の名称	再生資材の供給元場所※	再生資材の名称	再生資材利用量(B)	利用率
土木建築資材	コンクリート			トン				トン	%
	木材			トン				トン	%
	アスファルト			トン				トン	%
	混合物			トン				トン	%
その他の建設資材	土砂			トン				トン	%
	砕石			m³				m³	%
	その他			kg				kg	%
	その他			トン				トン	%

※再生資材の供給元施設、工事等の名称

※再生資材の供給元場所

※再生資材の名称

※再生資材利用量(B)

※再生資材の供給元施設、工事等の名称

※再生資材の供給元場所

※再生資材の名称

※再生資材利用量(B)

2-4-2 産業廃棄物管理票

産業廃棄物の処理責任は、廃棄物処理法上排出事業者が負うこととされているが、排出事業者がその運搬又は処理を委託する場合、廃棄物の種類、運搬先ごとに産業廃棄物管理票（manifesto）を発行することとされている。

受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙manifesto）または電子manifestoにより、適正に処理されていることを確認するとともに監督員に提示しなければならない。

（標準仕様書 1-1-1-19 建設副産物）

manifestoは監督員に提示すればよく、提出する必要はない。

産業廃棄物管理票（紙manifesto）様式例

The image shows a stack of five 'Industrial Waste Management Manifesto' (産業廃棄物管理票) forms, labeled (A) through (E). The forms are color-coded: (A) is blue, (B) is green, (C) is yellow, (D) is orange, and (E) is red. Each form contains a header section with project information, a main table for waste management details, and a footer section with contact information. The forms are designed to be filled out by the waste generator and presented to the supervisor.

2-4-3 建設発生土処分

受注者は、特記仕様書により建設発生土の搬入先が指定されている場合は、その指示に従う。

(1) 横浜市環境創造局改良土プラント

受注者は、改良土プラントを運営する横浜市改良土センター株式会社が定める施設利用要領に基づき利用申込み手続き、改良土利用料金、利用日時、利用条件等の事項を遵守し利用する。

必要な書類は次のとおり。

① 横浜改良土センター利用申込書

受注者は、必要事項を記入後、監督員に**提示**し、記名・押印を受ける。また、申込み完了後、発注者控を監督員に提出する。

② 発生土・改良土整理券

受注者は、「発生土・改良土整理券」の交付を受けたとき、すべての「発生土・改良土整理券」を監督員に**提示**し、確認を受ける。

③ 「発生土・改良土整理券」の半券

受注者は、工事完成検査のとき、「発生土・改良土整理券」の半券を検査員に**提示**する。

別紙2-1
センター控

横浜改良土センター利用申込書

令和 年 月 日

横浜改良土センター株式会社

横浜市鶴見区末広町1丁目6番1号

TEL 045-502-3745

FAX 045-505-3991

（申込者）

社 名 株式会社 ○○○○

社印

住 所 川崎市○区○町○丁目○番地

工事責任者名 ○○ ○○

私印

連絡先TEL 044-000-000

横浜改良土センターの利用を次のとおり申し込みます。

区分	埋戻し用 40～0	基礎用 20～0	
搬出数量 (改良土)	○○ m ³		
搬入数量 (発生土)	○○ m ³		
発注者	川崎市上下水道局		
監督事務所	第○配水工事事務所		
工 事 名	○○丁目○○mm配水管布設替工事		
工事場所	川崎市○区○町○丁目○番地		
工 期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
搬出時期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
搬入時期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
監督員氏名	△△ △△	印 〇	連絡先TEL 044-000-000

（注）1.搬入・搬出数量は、設計数量でほぐし土量を記入願います。

2.搬入出数量100m³/日の工事は、搬入・搬出計画表を申込書の提出時に添付願います。

3.その他の取り扱いについては、「横浜改良土センター施設利用要領」を御参照願います。